

会 則

第1条(名 称)

本クラブは、「ROX FITNESS CLUB begin(ロックスフィットクラブビギン)」(以下、本クラブといたします)と称します。

第2条(所在地)

本クラブの所在地は、東京都台東区浅草1丁目2番地15号とします。

第3条(運営・管理)

本クラブの運営・管理は、株式会社TOLCD(以下、会社といたします)があたります。

第4条(目 的)

本クラブは、スポーツを通じ会員の健康増進ならびに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第5条(会員)

本クラブの会員は、本会則、その他本クラブが定めた事項に従うこととします。

第6条(会員の種類)

本クラブ会員の種類及びその要件は、次のとおりとします。

- ①個人会員……個人が登録した場合
- ②家族会員……個人会員の配偶者または同居の家族を登録した場合
- ③法人会員……法人が登録した場合

上記各会員は、ゴールド会員とレギュラー会員に分けられます。また、会社が必要と認めるときは、新たな会員種類をおく事ができるものとします。

第7条(入会資格)

本クラブの入会資格は、次のとおりとします。

- ①日本在住の方で、満18歳以上(高校生は不可)の方とします。但し、家族会員に限り保護者より本クラブ所定の誓約書の提出があった場合には、施設利用の際に保護者が同伴することを条件に、満15歳以上の方の入会を認める場合もあるものとします。
- ②本クラブの主旨に賛同し、スポーツを愛し、エチケットを守って本クラブの施設をご利用される方
- ③健康に異常のない方
- ④刺青をされていない方
- ⑤暴力団員など反社会的団体の構成員またはその関係者ではない方

第8条(入会手続)

- (1)本クラブへの入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、会社の入会承認を得た後、入会金を納入するものとします。
- (2)前項において、ゴールド会員は入会金および第10条に定める会員資格保証金を納入するものとします。
- (3)入会希望者が未成年の場合は、保護者より本クラブ所定の同意書を提出していただきます。この場合、保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条(入会金)

- (1)入会金は、会社が別に定める金額とし、会社はいかなる場合もこれを返還しません。
- (2)入会金は、新たに入会する会員に対し、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。

第10条(会員資格保証金)

会員資格保証金は会社が別に定める金額とします。

第11条(会員資格保証金の返還)

- (1)会員資格保証金は、入会日より10年間据置きとし、その後本会則第22条に定める場合にこれを返還するものとします。
- (2)会員資格保証金返還に際し、利息は付加しないものとします。
- (3)会員資格保証金返還に際し、会費・利用料等に未納がある場合は会員資格保証金をもってそれを精算し差額を充当するものとします。また、家族会員においては、その関わる個人会員の会員資格保証金をもってそれを充当します。

第12条(会員資格保証金返還の特例)

- 次の各号の一つに該当する場合は、前条の規程にかかわらず会員資格喪失時に本会則第13条に従い会員資格保証金を返還するものとします。
- ①死亡の場合
 - ②法人の解散の場合(法人会員のみの)
 - ③傷病、海外永住等により本クラブ利用が不可能となり、会社がこれを認めた場合
 - ④除名の場合

第13条(10年以内の会員資格保証金の返還額)

前条における会員資格保証金の返還額は、次のとおりとします。

- ①前条第1号および第2号に該当する場合……当該会員が納入した会員資格保証金の100%相当の金額
- ②前条第3号に該当する場合……当該会員が納入した会員資格保証金の80%相当の金額
- ③前条第4号に該当する場合……当該会員が納入した会員資格保証金の60%相当の金額

第14条(会費)

- (1)会員は、会社が別に定める金額の会費を所定の方法により納めるものとし、既納の会費については、いかなる場合もこれを返還しません。
- (2)会費は、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。
- (3)利用回数の有無にかかわらず退会時まで、月会費の支払いが必要となります。

第15条(利用料)

- (1)会員は、本クラブを利用する際には、会社が別に定める金額の利用料を支払うものとします。
- (2)利用料は、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。

第16条(譲渡および名義変更)

本クラブの会員資格はこれを他に譲渡および名義変更できないものとします。また、質入その他の担保に供することはできないものとします。ただし、ゴールド会員は、次の事項の一つに該当する場合は、会社の承認を得て名義変更ができるものとします。

- ①個人会員を被相続人とする相続が開始した場合の相続による資格の継承
- ②個人会員がやむを得ない事由により施設の利用が困難となり、会社が認めた場合の配偶者または一親等親族への資格の継承
- ③法人会員のやむを得ない事由による登録社名の変更及び登録者名の変更

第17条(名義変更の取扱い)

前条の名義変更に際し、ゴールド会員は会社が別に定める名義変更手数料を支払うものとします。また、会社はゴールド会員に会費および利用料等の未納金がある場合には、ゴールド会員がそれを完納した後、名義変更の取扱いをするものとします。

第18条(法人会員の登録者変更)

法人会員は、登録者をその法人に所属する他の役員又は、従業員に変更することができます。ただし、新たに登録者になろうとする方について、予め会社の入会承認を得

た後、会社が別に定める登録者変更手数料を支払うものとします。

第19条(休 会)

会員が3ヶ月以上の長期にわたりやむを得ない事由により本クラブを利用できない場合で、かつ会社が認めた場合は、休会前月5日までに所定の手続きを経て、1ヶ月分の会費を前納することにより、その翌月より向こう1年間、会員資格を継続することができるものとします。

第20条(会員資格の一時停止・除名等)

会員が次の各号の一つに該当した場合、会社は、その会員を、会員資格の一時停止または除名とすることができるものとします。

また、会社はその事由を会員に説明する義務を負わないものとします。

- ①本クラブの名誉を傷つけた場合
- ②本クラブの秩序を乱した場合
- ③本クラブの会則、その他本クラブが定めた事項に違反した場合
- ④本クラブの施設・設備等を故意に損壊した場合
- ⑤入会に際して虚偽の申告をした場合
- ⑥会費、利用料等の支払いを滞らし、会社からの期限を定めた催告にも応じない場合
- ⑦暴力団員など反社会的団体の構成員あるいはその関係者であることが判明した場合、またはそれらの者を本クラブに同伴もしくは紹介した場合
- ⑧本クラブの会員としての品位を損なうと認められる非行のあった場合

第21条(退会)

会員が本クラブを退会する場合は、退会を希望される当月の5日までに所定の退会届を提出し、会費、利用料等未納金がある場合には、これを完納して当該月末日をもって退会するものとします。

第22条(会員資格の喪失)

次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。

- ①死亡
- ②法人の解散
- ③退会
- ④除名
- ⑤個人会員がその資格を喪失した場合、これに関わる家族会員も同時にその資格を喪失するものとします。
- ⑥運営上重大な事由により本クラブの全部を閉鎖したとき
- ⑦会社の解散

第23条(会員証)

- (1)本クラブは、会員に会員証を交付します。
- (2)会員は、本クラブを利用する場合には、必ず会員証を携帯して提示するものとします。
- (3)会員は、会員証を紛失した場合には、ただちに所定の手続きを行い再発行を会社に申請するものとします。
- (4)会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を返還しなければならないものとします。

第24条(通知方法)

本会則に定める通知および本クラブの運営等に関する通知は、原則として本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

第25条(変更事項の届出)

- (1)会員は、氏名、住所、連絡先およびその他入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届けるものとします。
- (2)会員へ郵送で通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、会社は、以降の責任を負わないものとします。

第26条(ビジター)

- (1)会社は、会員以外の方がビジターとして本クラブを利用する場合は、会社が別途定めた使用料金の支払い、会員と同伴であることを条件にこれを認めるものとします。ただし、家族会員のビジター同伴は、認めないものとします。
- (2)会社は、会員の利用に支障が生ずる恐れのある場合、ビジターの利用を制限することができるものとします。
- (3)会員は、同伴したビジターの本クラブ内での行為、支払い、事故等一切について連帯責任を負うものとします。

第27条(休業日)

本クラブは原則として毎月末、および年末年始を休業日とします。その他、施設点検等会社側の理由により、臨時休業することがあります。

第28条(施設の利用)

- (1)会員は、本クラブの利用に際し、会社が別に定める規定に従うものとします。
- (2)本クラブは講習会開催、特別行事、施設整備・改修等のため、本クラブの施設の一部または全部の利用を制限することができるものとします。
- (3)会員は、常に健康状態に留意し、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。
- (4)会員は、本クラブ諸施設において、技量を超えた殊更な危険行為に及んだり、本クラブの事前の承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- (5)本クラブの会員会則、その他本クラブの定めた事項に違反した利用者に対し、本クラブの利用を禁止します。

第29条(施設の閉鎖、変更)

- (1)天災地変、著しい経済情勢の変化およびその他やむを得ない事由が生じた場合、会社は本クラブを閉鎖することができるものとします。この場合、会員は補償その他何等の請求・異議申立てをすることができないものとします。
- (2)会社は必要に応じて、本クラブ施設の変更を行うことができるものとします。

第30条(責任事項)

- (1)本クラブの施設利用に際して、会員本人又は第三者に生じた傷害等の人的事故、盗難等の物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
- (2)会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合、すみやかにその賠償の責を負うものとします。

第31条(営業時間等)

本クラブの営業日、営業時間については別に定めるものとします。

第32条(改正)

本会則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、改正した内容の効力は、全会員に及ぶものとします。

第33条(付属規程)

本会則に定めのないクラブ運営事項は、別に定めるものとします。

第34条(発効日)

本会則は、平成16年10月1日改正発効します。